

練馬区環境基本条例を公布する。

平成 18 年 6 月 29 日

練馬区長　志　村　豊　志　郎

## 練馬区条例第58号

### 練馬区環境基本条例

私たちは、便利で快適な社会をつくることを目標に、たゆまぬ努力を重ねてきた。しかし、一方で、人々に支えられ維持されてきた自然が失われ、人類の未来にも環境汚染や地球温暖化などの深刻な環境問題を投げ掛けている。わがまち練馬も例外ではない。地域の誇りである豊かなみどりや水、いにしえから続いてきた農のある風景も、次第に失われつつある。

私たちは、このような環境問題を引き起こした原因の多くが、私たち自身の生活や事業活動のあり方にあることを省みる必要がある。そして、地域の問題はもとより、地球規模の問題であっても、生活や事業活動のあり方を問い合わせ直すことなしには、その解決が図られないことを認識しなければならない。

練馬区に住み、働き、学び、集うすべての人々がその生活や事業活動のあり方を環境の観点から見直すとともに、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携して、農を活かし、みどり豊かで水に恵まれた美しいまち、安全で健康的な生活環境が保たれたまち、資源を大切にした環境にやさしい暮らしのまちをつくるために、そしてつぎの世代に引き継ぐために、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、練馬区（以下「区」という。）における環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者および区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区において良好な環境を実現するとともに、地球環境および広域的な環境の保全に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、つきの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好的な環境を維持し、回復し、および創出することをいう。

- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 事業者 区の区域内（以下「区内」という。）において事業活動を行う者をいう。
- (4) 区民 区内に居住する者、区内に存する事務所または事業所に勤務する者および区内に存する学校に在学する者をいう。

（基本理念）

第3条 区における環境の保全は、すべての区民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保し、これをつぎの世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 区における環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 区における環境の保全は、すべての事業活動および日常生活において積極的に進められなければならない。

（区の責務）

第4条 区は、つぎに掲げる事項について環境の保全を図るための施策を策定し、および実施する責務を有する。

- (1) 自然の保護および自然と区民とのふれあいの促進に関すること。
- (2) 良好な景観の保全および形成ならびに歴史的文化的遺産の保護に関するこ
- と。
- (3) 農業および農地の環境の保全に関する機能の増進に関すること。
- (4) 廃棄物の減量および資源の循環ならびに廃棄物の適正処理に関するこ
- と。
- (5) ごみの散乱防止等まちの美化の推進に関するこ
- と。
- (6) 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪
- 臭の防止に関するこ
- と。
- (7) 有害化学物質による汚染の防止に関するこ
- と。
- (8) 地球環境および広域的な環境の保全に関するこ
- と。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全を図るために必要な事項に関するこ
- と。

2 区は、区民または事業者が行う自発的な環境の保全に関する活動に対する支援に努めなければならない。

3 区は、区民および事業者（以下「区民等」という。）との連携および協力体制の構築に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するためには必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 事業者は、環境への負荷の低減に資するため、事業活動を通じて得た環境の保全に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 事業者は、環境の保全のための取組を自発的に進めるよう努めなければならない。

5 事業者は、区の環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（区民の責務）

第6条 区民は、日常生活において、環境への配慮に努めなければならない。

2 区民は、環境の保全のための取組を自発的に進めるよう努めなければならない。

3 区民は、区の環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（その他の者の責務）

第7条 区内への訪問その他の理由で区内に一時的に滞在する者は、環境への配慮に努め、区の環境の保全に関する施策および区民等が行う環境の保全に関する取組に協力するよう努めなければならない。

（区および区民等の連携等）

第8条 区および区民等は、環境の保全に関する施策または環境の保全に関する取組を推進するために、相互に連携し、または協力するよう努めなければならない

ない。

(環境の保全に関する基本的な計画等)

第9条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、つぎに掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系、方針および推進方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 区長は、基本計画を定めるに当たっては、区民等の意見を反映させができるよう必要な措置を講じるものとする。

4 区長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ練馬区環境審議会の意見を聴かなければならぬ。

5 区長は、基本計画のほか、必要に応じ、環境の保全に関する施策を推進するための計画（以下「個別の計画」という。）を定めるものとする。

6 区長は、基本計画および個別の計画を定めたときは、これらを公表しなければならない。

7 第3項および第4項の規定は基本計画の変更について、前項の規定は基本計画および個別の計画の変更について準用する。

(施策の策定等における配慮)

第10条 区長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、基本計画との整合を図るものとする。

2 区長は、区が設置する公共施設の建設、改修、改築または管理に際して、当該施設の種類、利用方法等を勘案しながら、環境への配慮のための必要な措置を講じるものとする。

(区民等の参加の機会の確保)

第11条 区長は、環境の保全に関する重要な施策を策定し、または実施するに当たっては、区民等の参加の機会を確保する等必要な措置を講じるものとする。

(環境の保全のための取組の促進)

第12条 区長は、区民等が環境の保全のための取組に当たって行動方針を定めようとするときは、必要な支援を行うものとする。

(誘導的措置)

第13条 区長は、区民等が、自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることができるように必要な助成その他の措置を講じるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する活動の支援)

第14条 区長は、区民等の自発的な環境の保全に関する活動を支援するための仕組みの整備を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 区長は、環境の保全を推進する役割を担う人材の育成を行うとともに、区民等が団体を組織して環境の保全を推進するための取組を行おうとする場合には、組織化に当たっての必要な支援を行うよう努めなければならない。

(環境学習および普及啓発の推進)

第15条 区長は、区民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるよう環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

2 区長は、環境の保全に関する知識の普及および意識啓発のための措置を講じるものとする。

3 区長は、環境の保全に関する学習ならびに知識の普及および意識啓発の推進を図るに当たり、環境の保全に関する取組を行っている区民等との連携に努めるものとする。

(環境に関する調査等)

第16条 区長は、環境の保全に関する施策の実施および区民等への情報の提供を的確に行うため、必要な調査、研究および情報の収集に努めるとともに、その結果を速やかに公表するものとする。

(環境の監視および測定)

第17条 区長は、区における環境の状況を的確に把握するために、必要な監視および測定を実施し、その結果を速やかに公表するものとする。

(環境の状況等に関する報告書の作成等)

第18条 区長は、前2条に規定するもののほか、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等に関し、定期的に報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境に関する情報の提供)

第19条 区長は、環境の保全に資するため、環境の保全に関する情報を区民等の求めに応じて、適切な方法で提供するよう努めるものとする。

(区民等への要請)

第20条 区長は、区民等に対し、その日常生活または事業活動が著しい環境の悪化をもたらすおそれがあると認める場合は、法令等に基づく措置を講じるほか、当該行為に関して、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(国および東京都その他の地方公共団体との協力および意見の申出)

第21条 区長は、環境の保全を図るために、広域的な取組を必要とする場合は、国および東京都その他の地方公共団体と協力して環境の保全に関する施策を推進するものとする。

2 区長は、区の環境の保全を推進するために、必要があると認めるときは、国および東京都その他の地方公共団体に意見を述べるものとする。

(練馬区環境審議会)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、区の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、区長の附属機関として、練馬区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じて、つぎに掲げる事項（他の附属機関の権限に属するものを除く。）を調査審議する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区の環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができ

る。

4 審議会は、区民、事業者、環境の保全に関し学識経験のある者等のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって構成する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。ただし、第9条第4項および第22条の規定は、練馬区規則で定める日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に区長が環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために計画を定めているときは、当該計画は第9条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。